2024 年度　第三回　大人柔道フェスタ親善試合
試合審判規定（全文）

◆第1条 主審の位置と任務◆

・親善試合は全て主審のみの一審制で行う。
・主審は原則として試合場内に位置する。
・主審は試合の進行と勝敗を司る。
・主審は自分の判定が正しく記録されていることを確認する。
・主審は試合が始まる前に、試合場、用具、柔道衣、衛生、競技係員等、全てが適正な状態であることを確認しなければならない。
・赤紐を巻いている試合者が主審の左側、白紐を巻いている試合者が主審の右側に位置する。
・両試合者が寝技の状態にあり、場外側に向いている場合には、主審は例外的に安全地帯からその看守をしてもよい。
・主審は担当する試合の前に、試合場の試合終了を示す音や救護班の位置を確認しておく必要がある。
・試合場では、畳の表面が清潔で、畳の間に隙間や段差、その他の不具合が無いことを確認しなければならない。
・主審は、試合者の妨げやケガの原因となる位置に、観客、カメラマン、係員等がいないことを確認すること。

◆第2条 主審の動作◆

・主審は次の公式合図をする。

1. 一本：片腕を頭上高く伸ばし、掌を前に向けて挙げる。
2. 技あり：片腕を体の側方で、肩の高さに掌を下に向けて挙げる。
3. 技あり、合わせて一本：最初に「技あり」の合図をし、その後「一本」の合図をする。
4. 抑え込み：試合者に向かって上体を曲げ、試合者の方へ掌を下に向けて 片腕を挙げる。
5. 解けた：片腕を前方に挙げ、指を伸ばし親指を上にして上体を試合者の方に曲げながら左右に速く2,3回振る。
6. 待て：片手を肩の高さに畳とほぼ平行に挙げ、指を上にして開いた掌を時計係に向けて示す。
7. そのまま：上体を前方に曲げ、両掌で両試合者に触れる。
8. よし：両掌を両試合者にしっかりと当て、その後強く押す。
9. 宣告（スコア）を取り消す場合：一方の手で宣告と同じ合図を行い、もう一方の手を頭上前方に挙げ左右に2,3回振る。スコアを取り消す場合、発声は行わない。異なるスコアに修正する場合は、取り消しの合図の後、できるだけ早く行う。状況が許されるのであれば、主審は両試合者が見える状況で取り消しの合図を行うこと。
10. 試合の勝者を示す場合：掌を内側に向けて、勝者の方へ、肩の高さより上に片手を挙げる。
11. 試合者に柔道衣を直させる場合：帯の高さで掌を内側に向けて、左手を上にして手を

交差させる。
12. 救護班を呼ぶ場合：救護班に向かい、その方向から負傷した試合者へ掌を上に向けて片腕を振る。
13. その他：
・判定が不明瞭と思われる場合は、主審は公式合図の後、スコアを得た試合者の開始位置を指さす。
・試合が中断する場合、主審は試合者に開始時の位置に安座することを指示できる。この場合、手を開き、掌を上にして、開始時の位置へ合図を示す。
・「技あり」の合図は、腕を胸前から横へ動かし正しい位置で腕を伸ばす。
・「技あり」の合図は、動きながら3秒から5秒継続すること。ただし、体を回すとき、両試合者から目を離さないように注意すること。
・訂正する合図が必要な時は、取り消しの合図の後、速やかに示さなければならない。
・勝者を示すとき、主審は、試合開始の位置に戻り、一歩前に出て勝者を示し、その後一歩戻ることとする。

◆第3条 試合の場所(場内)◆
・試合は、試合場内で行うものとする。投技・寝技共に試合者どちらかの体の 一部が場外に出た時点で主審は「待て」を宣告する。

◆第4条 試合開始・試合時間◆
▸親善試合 A/親善試合 B
・試合は全て組み合った状態(釣手と引手を持った状態)から始める。
・ケンカ四つの場合は、始めは赤紐を巻いている選手の釣手が下となり、「待て」の度に釣手の上下を入れ替える。
・試合時間はそれぞれのカテゴリー別に年代・熟練度等を考慮し、柔フェス実行委員会が決定する(2 分～3 分程度)。
▸親善試合 C
・試合は離れた状態から始まるため、組手争いを要する。
・試合時間はそれぞれのカテゴリー別に年代・熟練度等を考慮し、柔フェス実行委員会が決定する(2 分～3 分程度)。

◆第5条 「抑え込み」の時間◆
・一本 20 秒
・技あり 10 秒以上 20 秒未満

◆第6条 試合終了の合図と同時に施された技◆

1. 試合終了の合図と同時に施された技は、評価対象とする。
2. 投技が試合終了の合図と同時に施されても、主審が技の効果が直ちにないと判断した場合、主審は「それまで」と宣告しなければならない。
3. 試合終了の合図が鳴った後に施された技は、主審が「それまで」と宣告していなくても、無効とする。
4. 「抑え込み」が試合終了の合図と同時に宣告された場合、又は残り時間が その「抑え込み」の完了には不足がある場合には、試合時間は「一本」(又は同等のもの)が宣告されるか、主審が「解けた」又は「待て」を宣告 するまで延長される。

◆第7条 「待て」の適用◆

1. 本条項に記載されている状況に該当する場合は、主審は、試合を一時止めるために「待て」と宣告する。主審は、試合を再開するために「始め」と宣告する。「待て」の宣告後、試合者は素早く試合開始時の位置に戻らなければならない。
2. 主審が「待て」を宣告する状況
 a)試合者の一方または双方の体の一部が試合場外に出たとき
 b)試合者の一方又は双方が負傷または発病したとき
 c)試合者の一方または双方に柔道衣の乱れを直させるとき
 d)寝技において、明らかに進展がないとき
 e)一方の試合者が相手の背中から絡みつかれ、うつ伏せの状態から半分立ち上がる、もしくは立ち上がり、畳が両手から離れ、相手の力によって制御されていないとき
 f)一方の試合者(A)が、立ち姿勢のまま、あるいは寝姿勢から立ち姿勢に移った際、畳にせをつけたもう一方の試合者(B)が片足もしくは両足を試合者(A)の体に巻きつけている状態から試合者(A)が試合者(B)を畳から引き上げたとき
 g)試合者が、立技・寝技において関節技もしくは絞技を施したとき
 h)一方の試合者が、暴力的な行為やレスリング技(柔道に基づかない技)を仕掛けようと動作を始めたとき、主審は直ちに「待て」を宣告し、動作を止めさせ、試合者にその行為を最後まで行わせない
 i)その他、主審が必要と認めたとき

◆第8条 試合の終了◆

▸親善試合 A

1. 試合時間の終了と共に発せられる審判の「それまで」に応じて終了する

▸親善試合 B/親善試合 C

1. 試合時間において、試合は「技あり」もしくは「一本」のスコアでのみ決着がつくこととする(主審は必要に応じて試合結果の前に柔道衣を直させる)。 主審が第4条に記載されている動作によって試合結果を示した後、試合者はそれぞれ一歩下がり礼をした後、試合場

横の定められた安全地帯から退場する。試合者が試合場から退場する際、柔道衣を正しく着用していなかればならない。 試合場内では柔道衣を脱ぐ、あるいは帯を解いてはならない。

2.「それまで」を宣告する状況

a)試合者の一方が、「一本」又は「技あり、合わせて一本」をとったとき

b)試合者の一方が負傷のため試合を続行できないとき

c)試合時間が終了したとき

3. 主審は以下の内容に基づいて、試合結果を示すものとする

a)試合者の一方が「一本」または「技あり」をとったとき勝者を示す

b)規定の試合時間が終了した時点でスコアが無かった場合、又はスコア(技あり)が同じである場合、主審が判定を下す(判定決着)。副審と協議する場合もある。

◆第9条 「一本」◆

・投げ技における「一本」の評価基準:一本を与える4つの基準は、スピード、力強さ、背中が着く、着地の終わりまでしっかりと相手をコントロールしていること、である。技を掛けるか相手が攻撃してくる技を返して、最適な理合い[1]を伴う相応な技術で、仰向けに相手を投げた場合に与えられる。

・抑え込み技における「一本」の評価基準:試合者の一方が相手を抑え込み、「抑え込み」の宣告の後、20 秒間逃げること ができなかったとき。

◆第10条 「技あり」◆

・投げ技における「技あり」の評価基準:主審は施された技が次の基準に相当すると判断したときは、「技あり」と宣告する。「一本」の 4 つの評価基準の 1 つでも満たしていない場合、「技あり」が与えられる。「技あり」2 つで「一本(技あり、合わせて一本)」とし、試合は終了する。

・抑え込み技における「技あり」の評価基準: 試合者の一方が相手を抑え込んだ時間が 10 秒以上 20 秒未満のとき。

◆第11条 「技あり、合わせて一本」◆

・試合者の一方が、1 つの試合で 2 回目の「技あり」を取ったとき、主審は 「技あり、合わせて一本」と宣告する。

◆第12条 「抑え込み」◆

・主審は、抑え込み時間が 20 秒に達した場合は「一本」を宣告し、10 秒以上 20 秒未満の場合は「技あり」を宣告する。

[1] ikioi=力強さとスピードを 伴った“勢い” /hazumi=技術、切れ、リズムを伴った巧みさ

・主審は、試合者が相手をあらゆる方向（横側・頭上・体の上）から畳に背中全て、もしくは上半身の背中上部（肩甲骨部分）が完全についている状態で制していると判断した際に「抑え込み」を宣告する（抑えている試合者は、相手の脚 で自分の脚又は体を制せられていない）。
・抑え込んでいる試合者の体は相手の体に覆いかぶさり、「袈裟」、「四方」 又は「裏」の体制、すなわち「袈裟固」、「上四方固」あるいは「裏固」、 「三角固」のような形で相手の上半身に圧力をかけなければならない。
・試合者の一方が、相手を「抑え込み」で制していて、他の抑込技に変化しても、 完全に制している限り、その「抑え込み」の時間は「一本（又は同等のもの）」 が宣告されるか、「解けた」又は「待て」の宣告があるまで継続しているものとする。
・「抑え込み」中に、抑え込まれている試合者が相手の脚をその上からでも下からでも挟むことができた場合、「解けた」が宣告されなければならない。

◆第13条 「反則負け」◆

・試合者の安全が担保できないと主審が判断した場合「反則負け」となる。

1. 内股、払腰等の技を掛けるか、又は掛けようとしながら、体を前方へ低く曲げ頭から畳に突っ込む。または立ち姿勢で技を掛けながら、あるいは掛けようとしながら、まっすぐ後方へ倒れること。
2. ヘッドディフェンス：受が（相手の投技に対して）背中から着地することやスコアを取られることを防ぐ為、頭や首、脊椎などに危害が及ぶ危険性があるにもかかわらず故意に頭部を使用する動作。
3. 「腕挫腋固」のような技を掛けるか又は掛けようとしながら、畳の上に直接倒れること。また、内股、払腰等のような投技を試みるときに、片手で相手の襟を握り「腕挫腋固」のようにして（相手の手首が投げる者の腋の下に固定されている状態）、うつ伏せに倒れ込むこと。
4. 相手が払腰等を掛けたとき、相手の支えている脚を内側から刈る。
5. 特に頸や脊椎・脊髄等、相手を傷つけたり危害を及ぼしたり、あるいは柔道精神に反するような動作をする。
6. 試合者の一方が、後ろから絡みついたとき、これを制しながら故意に同体となって後方に倒れる。
7. 背を畳につけている相手を引き上げ、これを畳に突き落とす。
8. 主審の指示に従わない。
9. 試合中に無意味な発声や、相手や審判員に人格を無視するような言動を行う。
10. 硬い物質又は金属の物質を身に付けていること（覆っていてもいなくても）。
11. 柔道精神に反する行為があった場合は、試合時間のいかなるときでも「反則負け」が与えられる。
12. 蟹挟みを施すこと。

◆第14条禁止事項◆

・故意に場外に出る（場外指導）、技を掛けない（消極的指導）、腰を引いて腕を突っ張る（防御姿勢）等の基本的な指導は国際柔道連盟試合審判規定に従い、都度、審判から口頭で注意を行う。上記反則は直接的にスコアに関わるものではないが、判定決着の際の検討事項となる。

・以下は本親善試合において特別に定められた審判規定である。

▸親善試合A/親善試合B

・軽微な違反：下記に該当する軽微な違反について、一回目は主審から口頭注意をする。 その後も改善が見られなかった場合は「反則負け」とする。

1. 立ち姿勢が相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。但し、技を施すため瞬間的（1,2 秒程度）に握ることを認める。
2. 片膝または両膝を畳について背負投、大内刈等を施すこと。
3. 無理な巻込技を施すこと。
4. 相手の頭を抱えて大外刈、払腰等を施すこと。

・重大な違反：下記に該当する重大な違反については、技が施された時点で「反則負け」とする。

1. 全カテゴリーにおいて「絞技・関節技」を禁止する。
2. 全カテゴリーにおいて「捨身技」と「袖釣込腰」を禁止する。
3. 両袖を持って投技を施すこと（両袖をもった背負投、大外刈等）を禁止する。
4. 「裏投」、「抱き付き小外刈」等、相手を真後ろに倒すような投技を禁止する 。

▸親善試合C

・軽微な違反：下記に該当する軽微な違反について、一回目は主審から口頭注意をする。 その後も改善が見られなかった場合は「反則負け」とする。

1. 無理な巻込技を施すこと。
2. 相手の頭を抱えて大外刈、払腰等を施すこと。

・重大な違反：下記に該当する重大な違反については、技が施された時点で「反則負け」とする。

1. 両袖を持って投技を施すこと（両袖をもった背負投、大外刈等）を禁止する。
2. 「裏投」、「抱き付き小外刈」等、相手を真後ろに倒すような投技を禁止する 。

◆第15条 負傷、疾病、事故◆

・試合者の一方が試合中に負傷、疾病、事故のため試合続行不可能となった場合、主審は次の各項に基づき、柔フェス実行委員会と合議の上、決定する。

1. 負傷

a） 負傷の原因が、負傷した試合者自身の責任と認められるときは、負傷した試合者が負けとなる。

b） 負傷の原因が、負傷していない試合者の責任と認められるときは、負傷させた試合者

が負けとなる。

c）負傷の原因が、どちらかの試合者の責任とも決めかねるときは、試合を続行できない試合者が負けとなる。

2. 疾病

a）試合者の一方が試合中に発病し、試合続行が不可能となった場合、原則として 当該試合者を負けとする。

3. 事故

a）外的要因（不可抗力）によって起きた事故の場合、主審は柔フェス実行委員会との合議の後、当該試合を中止又は延期とする。

・救護の要請

1. 試合者が頭部もしくは背部（脊柱）に強烈な衝撃を受けたとき、又は主審が重大な負傷が起こったと判断したとき、主審は救護班を呼ぶ。必要に救急車を要請する。

2. 試合者は主審に救護班を呼ぶことを要請することができる。ただしこの時点で試合終了とし、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。

3. 救護班は、担当する試合者に対処するため、試合への介入を要請できる。但しこの場合その試合は終了とし、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。

・出血を伴う負傷

1. 出血を伴う負傷があった場合、主審は救護班を呼び、止血させる。

2. 出血があった場合、安全面の見地から主審は救護班を呼ぶ。出血をしている間は試合を行うことはできない。但し、出血を伴う同じ部位の負傷は、救護班による手当てを 2 回まで受けることができる。

3. 同じ部位の 3 回目の出血の時点で、主審は試合者自身の安全のために試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。

4. 出血が止まらずに、覆うことができない場合は、相手の試合者に「棄権勝ち」 が与えられる。

・軽微な負傷

1. 軽微な負傷については、試合者自身が処置をすることが認められる。例えば指が脱臼した場合には、主審は「待て」又は「そのまま」を宣告して試合を中断し、脱臼した指を試合者自ら復すことを認める。試合者が同じ指の整復を行うことは 2 回まで認める。2. 3 回目の整復が必要となった時点で、当該試合者は試合続行が不可能であるとみなされ、主審は試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。

・嘔吐

1. 試合者が嘔吐した場合は、相手に「棄権勝ち」が与えられる。

◆第16条 規定に定められていない事態◆

・本規定に定められていない事態が生じた場合は、柔フェス実行員会と合議の上 で主審が

下した決定により処理される。

◆第17条 柔道衣◆

・親善試合に着用する柔道衣については「白柔道衣」のみとし、ゼッケンの着用は任意とする。
・IJF 認定柔道衣でなくてもよい。但し、安全確保の観点から試合者の体格にそぐわない柔道衣は禁止する（上衣の袖が短過ぎる、長過ぎる等）。
・柔道衣は清潔さを保っていること。
・女性は柔道衣の下に白色Tシャツを着用すること（丸首・ロゴやイラスト入り可）。
・男性も上衣の下に白色Tシャツ（丸首・ロゴやイラスト入り可）を着用することを許可する（着用しなくても OK）。
・男女共に下衣の下に長い丈のスパッツ等を着用することを禁止する（下衣の裾から見えない長さであれば可）。

◆第18条 衛生◆

・長い髪は相手の迷惑にならないようヘアバンドで束ねること（飾りがついているヘアバンドは不可）。
・手足の爪は短く切って親善試合に臨むこと。

2022 年 10 月 26 日 制定
2022 年 12 月 9 日 改定
2023 年 10 月 10 日 改定
2024 年 12 月 12 日 改定